

1. はじめに

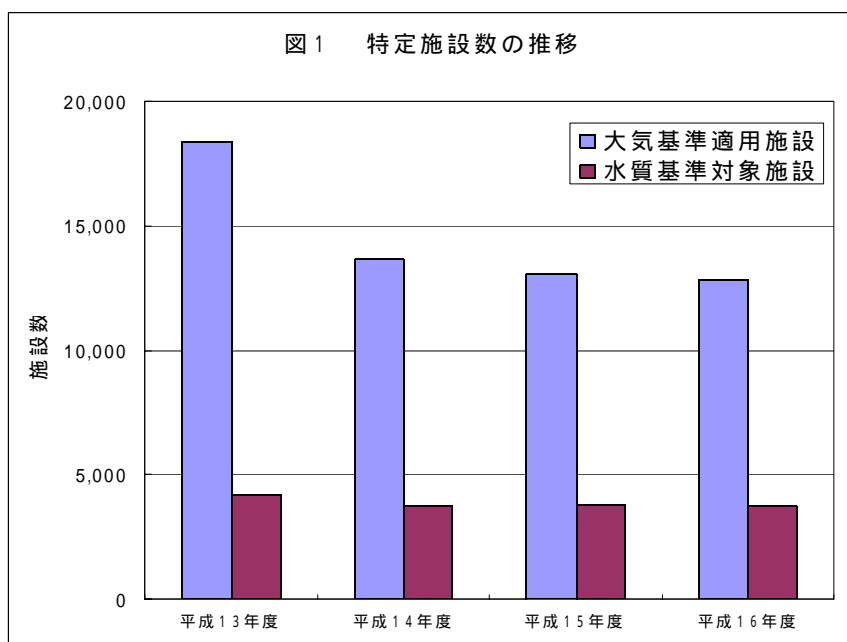
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を、都道府県及び法に基づく政令市（以下「政令市」という。）計95地方公共団体からの報告に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間を対象に取りまとめた。

2. 特定施設の届出状況

全国の大気基準適用施設及び水質基準対象施設に係る届出等の状況は、(1)(2)のとおり。なお、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1)}を加えた施設及び事業場の数を合計欄に掲げた。法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。

平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化され、以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成16年度はほぼ前年度並であった。

注1) 法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



(1) 大気基準適用施設

表 1 大気基準適用施設の届出等施設数

法に基づく施設	平成 1 5 年度末の施設数	1 3 , 0 0 5
	平成 1 6 年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第 1 2 条第 1 項)]	3 9 5
	使用届出 [既設 (法第 1 3 条第 1 項)] ^{注 2)}	5 7
	規制対象規模未満への変更届出 (法第 1 4 条第 1 項) ^{注 3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条)	6 7 3
	平成 1 6 年度末の施設数 (事業場数)	1 2 , 7 8 4 (9 , 5 4 6)
鉱山保安法等関係施設	平成 1 6 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 4)}	2 7 (2 0)
計	平成 1 6 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 5)}	1 2 , 8 1 1 (9 , 5 5 9)

注 2) 既設の未届施設で、平成 1 6 年度に新たに届出がなされたもの。

注 3) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合 (7 事業場) があるため、合計が一致しない。

(2) 水質基準対象施設

水質基準対象施設については、法に基づく届出と瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和 4 8 年 1 0 月 2 日法律第 1 1 0 号。以下「瀬戸内海法」という。) ^{注 6)} に基づく許可等とを合わせた件数である。

注 6) 瀬戸内海関係 1 3 府県の区域においては、工場・事業場からの公共用水域への排水が 1 日当たり最大 5 0 m³ 以上である水質基準対象施設の設置等の際し、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可を受け、又は届出を行うこととされている。なお、排出基準、改善命令等に関しては、法の規定が適用される。

表2 水質基準対象施設の届出等施設数

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成15年度末の施設数	3,774
	平成16年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注7)} 〔新設(法第12条第1項・瀬戸内海法第5条第1項)〕	197
	使用届出 ^{注8)} 〔既設(法第13条第1項・瀬戸内海法第7条第2項)〕	58
	規制対象規模未済への変更届出 ・変更許可 ^{注9)} (法第14条第1項・瀬戸内海法第8条第1項) 使用廃止届出 (法第18条・瀬戸内海法第9条) 〔廃止等〕	149
	平成16年度末の施設数(事業場数)	3,880 (1,918)
鉱山保安法等関係施設	平成16年度末の施設数(事業場数) ^{注10)}	16 (12)
計	平成16年度末の施設数(事業場数) ^{注11)}	3,896 (1,926)

注7) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注8) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成16年度に新たに届出がなされたものを含む。

注9) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注10) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注11) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合(1事業場)があるため、合計が一致しない。

3. 特定施設に係る規制事務実施状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係8,016件、水質関係1,370件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係46件、水質関係4件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係5,850件(口頭指導2,668件、文書指導3,182件)、水質関係300件(口頭指導145件、文書指導155件)であった。

都道府県・政令市による測定(法第34条第1項)及び設置者による測定(法第28条第1項)の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設146件、水質基準適用事業場(水質基準対象施設が設置されている特定事業場)4件であり、それらのうち、49件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置(大気基準適用施設について改善命令29件、一時停止命令17件、水質基準適用事業場について改善命令3件)が執られている。罰則適用事例はなかった。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	8,016	1,370
命令件数 ^{注12)}	46	4
指導件数 ^{注13)}	5,850	300
基準超過件数 ^{注14)}	146	4

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)並びに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

4. 設置者による測定結果報告状況

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排水(廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。)について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定については、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、9,297施設(報告対象施設数12,564)、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、84施設(対象施設数540)から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排水の測定結果は、642事業場(報告対象事業場数715)、報告期限到来前に廃止した施設における排水の測定結果は15事業場(報告対象事業場数30)から報告があった。^{注15)}

注15) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数	9,297	642
(報告対象施設数)	(12,564)	(715)

注16) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)とした同期間における報告等の状況。

5. 土壌汚染対策の状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、新たに香川県が1地域を

土壤汚染対策地域に指定している。なお、本地域は、その後土壤汚染対策計画が策定され、本計画に基づく事業が実施されており、事業完了後の平成17年8月12日に土壤汚染対策地域の指定が解除されている。

6．都道府県・政令市における条例制定状況

平成17年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乘せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、14地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・兵庫県・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。